

# 市有財産（物品）の一般競争入札案内書

2024年5月実施

【入札及び開札日】2024年5月27日（月）

【場 所】神栖市役所 分庁舎 2階 会議室3

神栖市役所 都市整備部 下水道課  
工務グループ（市役所分庁舎1階）

〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5  
電話：0299-90-1157（ダイヤルイン）

1. 売却物件及び入札開札の日程 2024年5月27日(月) 神栖市溝口4991番地5 神栖市役所

入札・開札会場：分庁舎2階 会議室3

受付会場：分庁舎2階 会議室1

物件 番号	鉄くずの所在及び地番	鉄くず数量	最低売却価格 (予定価格)	入札・開札・受付時間の日時
1	神栖市知手地内	7.403 t	342,100 円	【入札・開札】 15:30 【受付】 15:00~15:15

## 2. 一般競争入札による譲渡手続きの流れ

### 現地確認

- ・入札の参加にあたっては、本入札案内を熟読のうえ、諸規制をご確認ください。また、現地確認は、公告文書に沿って任意で、実施します。
- ・物件は現況引渡しとなります。公告文書と現況に相違がある場合は、現況を優先とします。



### 入札参加申込書類の提出

個人で申し込む場合	法人で申し込む場合
<input type="checkbox"/> ア 市有財産一般競争入札参加申込書 (兼誓約書)	<input type="checkbox"/> ア 市有財産一般競争入札参加申込書 (兼誓約書)
<input type="checkbox"/> イ 委任状 ※申込人以外が入札する場合	<input type="checkbox"/> イ 委任状 ※申込人以外が入札する場合
<input type="checkbox"/> ウ 印鑑登録証明書	<input type="checkbox"/> ウ 印鑑証明書
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> エ 商業・法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)
<input type="checkbox"/> オ 市税完納証明書	<input type="checkbox"/> オ 市税完納証明書 法人市民税納税証明書(直近2カ年分)

- ・上記エ・オの各種証明書については、入札日前3ヶ月以内に発行されているもの。
- ・上記の書類を受付時間内に提出しないと、入札に参加することができなくなりますので、ご注意ください。
- ・共有名義での申し込み希望の場合は、お問い合わせください。



### 入札保証金の納付

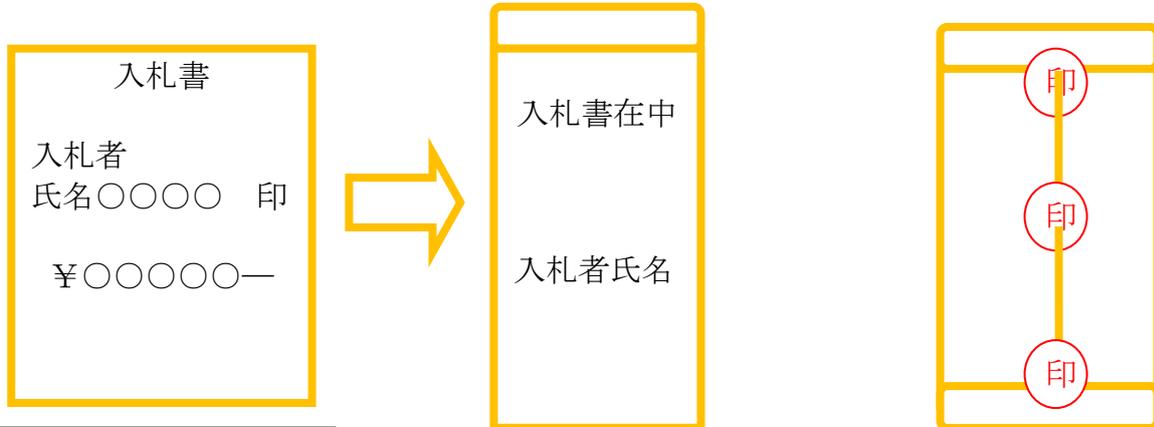
- ・入札予定金額の100分の5以上の金額(1円未満切上げ)を現金により納付してください。
  - ・落札者以外の入札保証金は、落札者の決定後に返還いたします。
- ① 入札当日に会場で、納付時の領収書と引換えに即日返還



## 入札

### 【必要なもの】

- ・入札書（封入し、綴じ目には割り印を押印のこと。）



金額を訂正したものは、無効となります  
ます  
訂正印を押した訂正も無効です

### 封筒(表面)

任意の封筒をご用意のうえ、上記事項を明記  
してください。入札書を封入後、糊で封印して  
ください。

### 封筒(裏面)

封入後、裏面の綴じ目を実印で割り  
印してください。

- ・入札者の印鑑

※印鑑登録をしている印鑑をご持参ください。

落札できなかった場合、入札保証金の返還に使用します。

※代理人が入札する場合は、委任状の代理人印と同一の印鑑をご持参ください。

- ・筆記用具
- ・本人確認ができるもの（例えば、自動車運転免許証・健康保険証等）

### 【注意】

(ア) 市の予定価格（最低売却価格）以上の金額で入札してください。

(イ) 入札回数は1回です。

(ウ) 入札公告に定める入札参加資格のない者が行った入札及び入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

## 開札

- ・市の予定価格（最低売却価格）以上の有効な入札を行った者のうち最高額の入札者が落札者となります。
- ・最高額の入札者が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定します。このとき、入札者が同席していない場合、入札者の代理として、当該入札事務に関係のない職員にくじ引きをさせます。
- ・落札者で開札会場に同席していない場合、開札後に市から電話連絡します。
- ・入札執行後、落札金額・落札者名等を公表する場合があります。

## 売買契約の締結

- ・ 落札者は、落札決定の通知書を受領した日から起算して5日以内（土日祝日を除く）に、売買契約を締結していただきます。期限までに売買契約を締結できない場合は、落札は無効となり、入札保証金は市に帰属（没収）することになります。
- ・ 売買契約締結の際、契約金額の100分の10以上（1円未満切り上げ）の契約保証金が必要となりますので、市が発行する納付書により納付してください。  
なお、入札時にお預かりした入札保証金を契約保証金に充当することができます。
- ・ 契約に要する印紙税は、落札者の負担となります。

注 契約書の買受人は、入札参加申込人と同一の者とし、契約書には印鑑登録をしている印鑑を押印願います。



## 売買代金の納入

- ・ 市が発行する納付書により、市が指定する期日までに、売買代金から契約保証金を差し引いた額を一括納付していただきます。**2024年6月26日まで**
- ・ 市が指定する期日までに売買代金を完納できない場合は、契約は解除となり、契約保証金は市に帰属（没収）することになります。
- ・ 契約保証金は、売買代金に充当されます。



## 鉄くずの搬出

- ・ 売買代金の納付確認後、市から物件引渡書を発行します。  
その後、落札者にて搬出となります。



## 完了通知の送付

- ・ 搬出完了後、神栖市職員立ち会いの元、現地確認を行う。
- ・ 現地確認で不備がなければ、**完了通知書**を神栖市下水道課へ提出し完了となります。

# 入札心得書

- 1 入札参加者は、入札公告及びこの入札心得書を熟読のうえ、入札してください。
- 2 入札参加者は、入札に関し、市の担当職員の指示に従ってください。
- 3 入札参加者は、入札案内書に記載された書類をご提出ください。
- 4 入札参加者は、入札公告に示された日時、場所及び方法により、入札保証金として入札金額の 100 分の 5 以上の金額（1 円未満切上げ）を現金により納入しなければなりません。
- 5 入札保証金は、落札者の決定後、落札者を除き、この保証金を納付したときに発行した入札保証金領収書と引換えに還付します。  
なお、落札者の入札保証金は、売買契約を締結したときに還付しますが、申し出により、契約保証金の全部又は一部に充当することもできます。
- 6 入札は、所定の入札書に必要な事項を記載し、封書にて提出してください。
- 7 入札書には、入札者の住所及び氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者名）を記入のうえ、必ず押印してください。代理人が入札する場合は、入札者の住所及び氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者名）を記入するとともに、代理人の氏名を記入し、代理人が押印してください。この場合に、入札者の押印は不要です。
- 8 一度提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 9 入札公告に示された入札に参加することができない者のした入札のほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします（入札に関する条件）。
  - (1) この入札心得書第 3 項に定める書類を提出しない場合
  - (2) 入札について不正の行為があった場合
  - (3) 金額その他必要事項を確認し難い場合
  - (4) 指定の日時までに到達しない場合
  - (5) 指定の日時に入札保証金を納めない場合
  - (6) 入札書を 2 通以上提出した場合
  - (7) 他の入札者の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をした場合
  - (8) 記名押印のない場合及び印鑑登録証明書（印鑑証明書）と印鑑が異なる場合
  - (9) 入札書が鉛筆で書かれている場合
  - (10) 入札書の入札金額が訂正されている場合
  - (11) 酒気を帯びて入場する等、適正な入札の実施に支障があると判断される場合
  - (12) 入札にあたり他人を脅迫し、その他不正な行為があった場合
  - (13) 入札に関し、市の担当職員の指示に従わない場合
- 10 開札は、入札の終了後直ちに、入札者を立ち合わせて行います。
- 11 開札の結果、市の予定価格以上の有効な入札を行った者で最高額の入札を行った者を落札者とします。ただし、最高額の入札者が 2 人以上ある場合は、直ちに、くじにより落札者を決定します。
- 12 落札者が、落札の決定の日から市の定める日までに売買契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は市に帰属することになります。
- 13 落札者は、売買契約の締結の際、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額（1 円未満切上げ）を、現金により納付しなければなりません。
- 14 落札者は、売買代金から契約保証金を除いた金額を、市が発行する納入通知書により、市の指定する期日までに納入しなければなりません。
- 15 契約保証金は、前記 13 に規定する金額をその規定する期日までに完納したときは、売買代金の一部に充当します。ただし、その金額をその期日までに完納しないとき、又は、落札者が売買契約に定める義務を履行しないために売買契約を解除されたときは、市に帰属することになります。
- 16 落札者名及び落札額等を公表することがあります。
- 17 この一般競争入札による売買契約は、現物と公告数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を否むことはできません。
- 18 この心得書に定めのない事項は、すべて地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神栖市財務規則の定めるところによって処理します。